年金機構業務

No.004

ううしん

○年金給付関係の事務処理誤りに対する
対処方法(指示・依頼)······P.1
○再裁定の進達事務の留意事項(その2) ······ P.27
○障害年金業務に関する大切なお知らせ ······ P.41

≪もくじ≫

1.	年金給付関係の事務処理誤りに対する対処方法	(指示・依頼	į) •	•	-	1
2.	再裁定の進達事務の留意事項(その2)・・・・				2	7
3.	障害年金業務に関する大切なお知らせ・・・・・ (1) なる相談常日本の際忠なるの際忠立を(地)			-	4	•
	(1)年金相談窓口での障害年金の徹底事項(指示 (2)血液・造血器・その他障害用診断書の見直し に関する例日本感染症学会による会員向け広					

1. 年金給付関係の事務処理誤りに対する対処方法(指示・依頼)

22. 12. 24 給付指 2010-230 品管 2010-145

【年金給付部 給付指導グループ】 【品質管理部 品質管理グループ】

年金事務所・年金事務センター等おいて、事務処理誤りが発生した場合における、事務処理の適正化(誤った事務処理の訂正、裁定や諸変更内容等の処分変更、経過説明(報告)、謝罪 等)を行うにあたって、誤った事務処理を訂正するための判断基準及び対処方法をお示しするものです。

年度末から年度初めの繁忙期を迎えるにあたり、事務処理誤りの発生防止対策の再徹底をお願いするとともに、事務処理誤りが発生した場合の対処方法の周知を改めてお願いいたします。

年金給付関係の事務処理誤りに対する対処方法(指示・依頼)

	本	部	ブロ	ック	本部	專	務セ	ンタ	_	年金事務所							
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	超纖部	厚年G	国 年 G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室			
		0		0				0						0			

|--|

本部関係部

リスク・コンプライアンス部、サービス推進部、年金相談部、

業務管理部、記録管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的·趣旨

事務処理誤り等が発生した場合における、事務処理の適正化(誤った処理を訂正、裁定や諸変更内容等の処分変更、経過説明、謝罪 等)を行うに当たって、誤った処理を訂正するための判断基準及び対処方法等をお示しするものです。

ポイント(内容)

- 1. 年金給付に関する事務処理誤りとは、年金事務所等の窓口において、お客様が各種の手続きを行われた際に下記の様な事象が発生した場合等を指します。
 - 〇 説明誤り(説明漏れ含む)によりお客様への不利益があった。
 - 〇 手続きされた内容と異なった事務処理を行った。
 - 〇 お客様の意思を確認するべきところ、確認せずに手続きを進めた。
 - 〇 法令等を誤認して誤って事務処理を行った。 等
- 2. 事務処理誤りが発生した場合には、別紙1一別紙6に基づき事務処理の適正化を行って下さい。
 - ① 事象が発生してから適正化に至るまでの流れ ⇒ 別紙 1
 - ② 発生した事象ごとに、発生部署から関係部署への報告、連絡、相談及び協議等の流れ
 - (A) 処理可能事例 ⇒ 別紙2
 - (B) 処理不可能事例 ⇒ 別紙3
 - (C)判断困難事例 ⇒ 別紙4
 - ③ 処分に対する不服申立があった場合(審査請求)の留意事項 ⇒ 別紙5
 - ④ 上記②「(C)判断困難事例」に係る機構本部年金給付部給付指導グループに対する個別案件の 協議方法 ⇒ 別紙 6
 - ⑤ 上記①~④対処方法の詳細 ⇒ 別紙6

照会先

本部 品質管理部 品質管理 G 担当 : 蛭子井、西山、辻、工藤

連絡先:(直通)

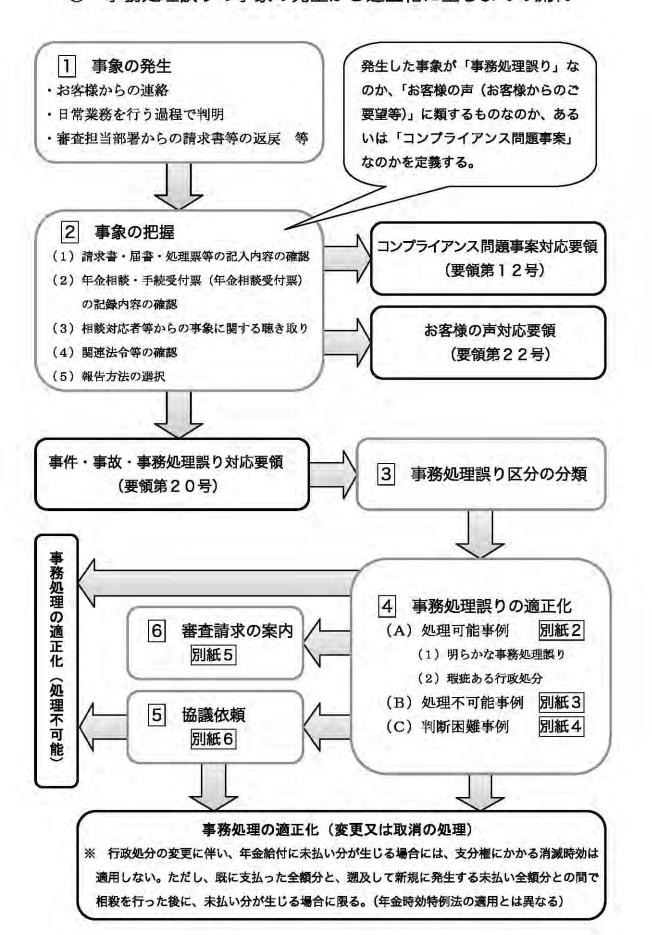
審査担当チェック欄 ■

照会先

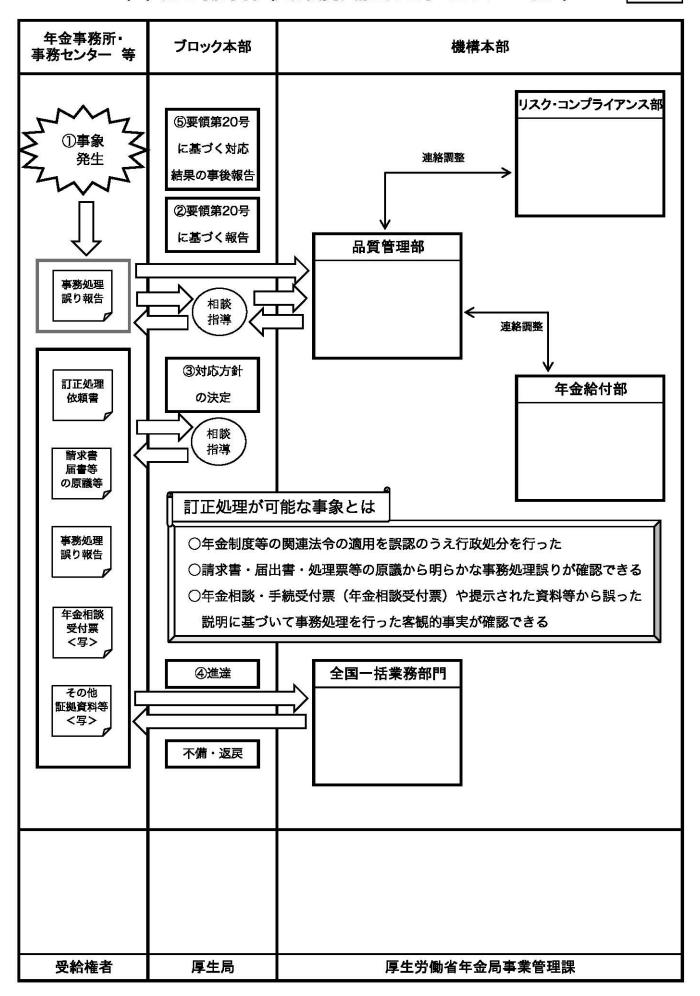
本部 年金給付部 給付指導G 担当 : 笠井、中村、小野寺、山本

連絡先:(直通)

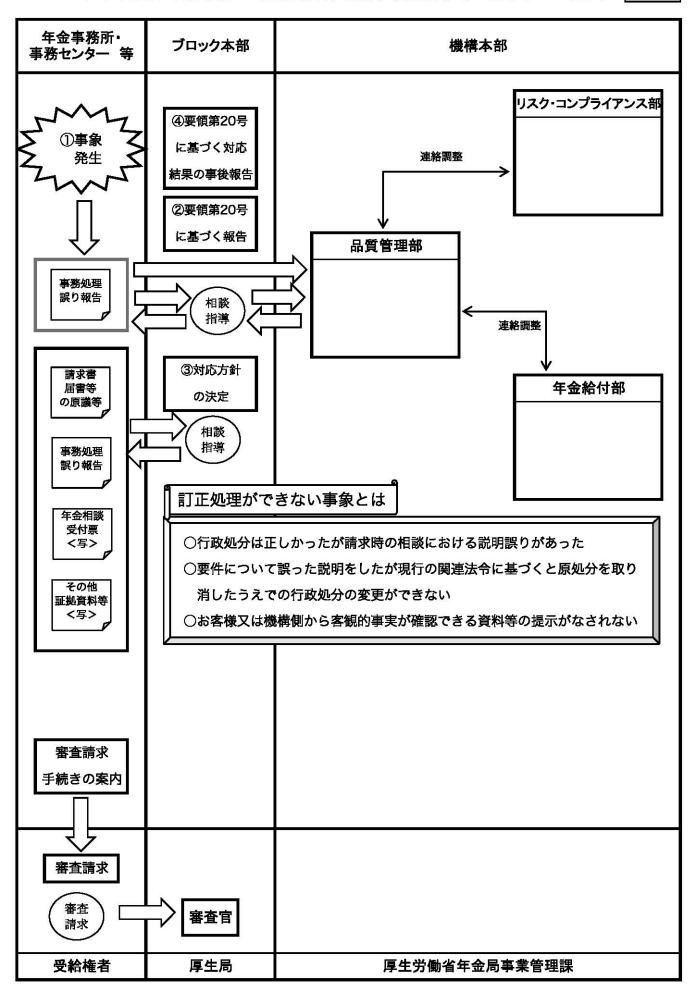
○ 事務処理誤りの事象の発生から適正化に至るまでの流れ



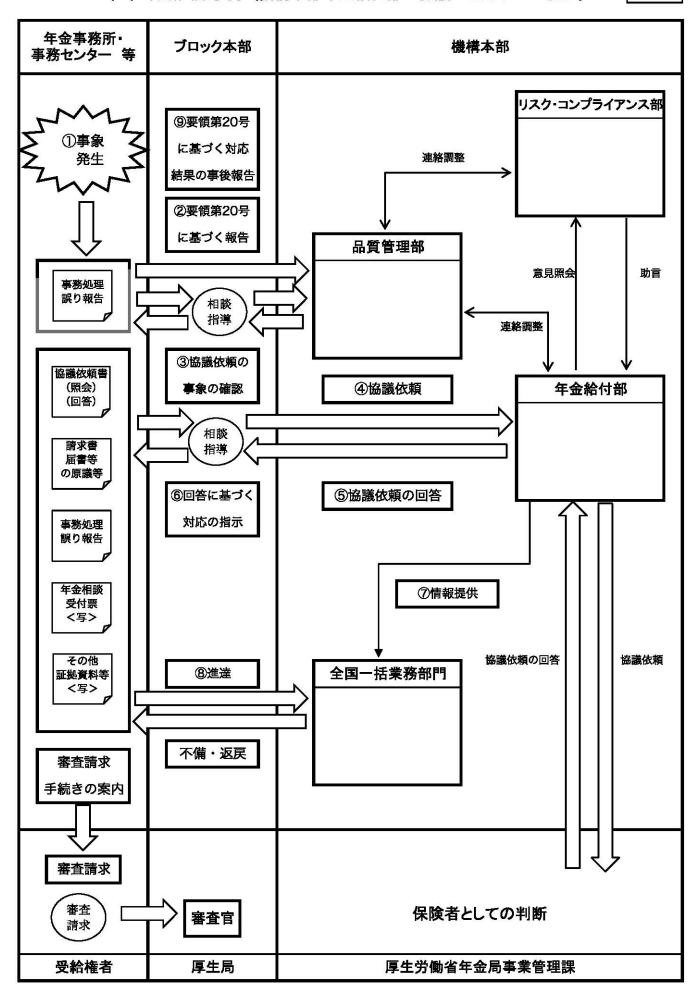
(A) 処理可能事例(処分変更、訂正処理等に至るまでの流れ)



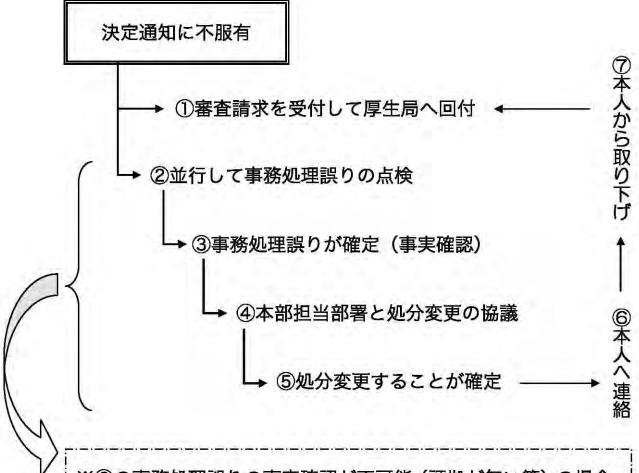
(B) 処理不可能事例 (経過説明、謝罪、審査請求等に至るまでの流れ)



(C) 判断困難事例(機構本部年金給付部へ協議に至るまでの流れ)



処分決定に対する不服申立があった場合(審査請求)の留意事項



※②の事務処理誤りの事実確認が不可能(証拠が無い等)の場合、 ③~⑤に進まず審査請求の案内を行うこと。②~⑤に時間を要し 60日の審査請求(意思表示)の期限が経過しないように、①の 受付及び厚生局への回付を優先し速やかに行うこと。なお「処分 の取消の訴えは、審査請求、再審査請求の裁決を経た後でなけれ ば提起することができない。」とされているので注意すること。

別紙6

年金給付関係の事務処理誤りに対する対処方法

1 事象の発生

お客様からの苦情等により、事務処理誤り等の疑いがある事象が発生した場合には、端緒の時点では直ちに「事務処理誤り」であると判断できるとは限らないため、まず最初に発生した当該事象の把握を行う。事実関係の確認ができない段階で「既存の行政処分等の訂正ができる」旨の対応は決して行わないこと。



2 事象の把握

(1)請求書・届書・処理票等の記入内容の確認

機構側で保管している請求書・届書・処理票等の記入内容と行政処分等の内容に相違が無いのか確認する。請求書等の記入内容と異なった内容で決定されていないのか、請求書等に記入されている内容で未処理のものが無いのかを確認する。

【事務処理誤りの事例】

- 当初見込額より年金額が少ないとの苦情が寄せられ、確認してみると障害基礎年金受給者の「子の加算」の入力が漏れていることが判明した。
- 繰上げ請求書の原議を確認すると「一部繰上げ」の欄に○が付されているが「全部繰上げ」で年 金が決定されていた。
- 定期支払日に年金が振り込まれていないとの苦情が寄せられ、確認してみると誤って死亡者の配偶者に「死亡保留」の入力を行っていた。
- 特別支給の老齢厚生年金の審査及び入力の際に、配偶者が旧法の共済年金の満了者にもかかわらず、誤って新法の共済年金の満了者として登録したため、65 歳時から振替加算が支給された。

(2) 年金相談・手続受付票(年金相談受付票)の記録内容の確認

年金相談・手続受付票(年金相談受付票)の記録内容を確認し、お客様の来所時における相談内容を把握する。特に年金の権利に係る説明がどの程度行われているのかは、 必ず確認すること。年金相談・手続受付票(年金相談受付票)の他に、機構側が作成し た資料、お客様から提示いただいた「メモ書き」等が残されている場合には、事象を把 握するための判断材料とする。

(3) 相談対応者等からの事象に関する聴き取り

(2) で確認した内容に加えて、相談対応者、請求書・届書等の審査を行った職員等から事象に関する聴き取りを行ったうえで、事象を把握するための判断材料とする。

【事務処理誤りの事例】

- 年金相談時に本来額・全部繰上げ額・一部繰上げ額に係る年金見込額を提示したところ、「全部 繰上げ」で受給を希望されたため、「年金相談・手続受付票(年金相談受付票)」には「全部繰上げ」 の相談記録が残されているが、お客様から「提示された年金見込額より年金額が少ない」旨の苦情 が寄せられたため、受給者原簿記録を確認すると「本来額」で年金額が決定されていた。
- 65 歳到達時に老齢基礎年金の受給権が発生したお客様が、70 歳誕生月に年金事務所に来所され、「年金相談・手続受付票(年金相談受付票)」には「繰下げ請求」に関する相談記録が残されているが、お客様から「提示された年金見込額より年金額が少ない」旨の苦情が寄せられたため、受給者原簿記録を確認すると「65 歳からの本来額」で年金額が決定されていた。
- 国民年金の高齢任意加入の相談を行った際に、平成3年3月以前に、学生であるため国民年金 に任意加入しなかった期間(合算対象期間)に気が付かず、受給資格要件を満たすために必要な高 齢任意加入の期間を誤って説明した。
- 〇 お客様(夫: A、妻: B)から配偶者加給年金の加算について相談を受けた際に、Bの厚生年金加入期間の合計(227月)のみを確認し、35歳以降の厚生年金加入期間(193月)を確認しなかったため、Aの老齢厚生年金に配偶者加給年金が加算される旨の誤った説明を行った。

【事務処理誤りにならない事例】

- × 「本来額」で年金が決定されているお客様から「繰上げ請求を行ったはずである」旨の苦情が寄せられたため、「年金相談・手続受付票(年金相談受付票)」、及び当時の窓口対応者に聴き取りを行ったが、当初からお客様からの繰上げ請求の意思は確認できなかった。
- × お客様から「70歳到達と同時に繰下げ請求を行ったはずである」旨の苦情が寄せられたため、 当時の窓口対応者に聴き取りを行ったところ、69歳と9カ月目で来所した事実が確認されたが、 「70歳誕生月に繰下げ請求を行わなければならない」旨の説明を適正に行っており、「年金相談・ 手続受付票(年金相談受付票)」にもその事跡が記録されている。
- × 障害年金 (遺族年金) 受給者に新たに厚生年金加入期間が判明したため、年金見込額を試算した ところ、障害年金 (遺族年金) よりも老齢年金の年金額が高くなることから、老齢年金を選択する 選択申出書を受理したが、老齢年金から差し引かれる税金額を考慮すると、結果的に障害年金 (遺 族年金) の方が「手取り額」としては高かったため、お客様から苦情が寄せられた。
- × 海外在住期間がある旨の申立をしているお客様に対して、在留証明書等の海外在住期間を確認出来る書類の提示を求めたが「提示は無理である」と断られたため、やむを得ず合算対象期間を算入しないで、受給資格要件を満たすまでの期間は国民年金に任意加入していただいた。(合算対象期間に関する審査及び説明責任は機構側にあるが、立証責任はお客様側に課されている)

(4) 関連法令等の確認

年金制度等の関連法令、業務処理要領 (マニュアル)、指示・依頼文書、及び諸規程 等と照らし合わせ、法令等の適用誤りがあったのかを確認する。

【事務処理誤りの事例】

- 年金相談を行った際に、受給資格要件を満たすため24カ月の国民年金の高齢任意加入が必要である旨の説明を受け、高齢任意加入を行い24カ月分の保険料納付後に年金請求を行ったところ、昭和61年3月以前に、厚生年金等に加入しているサラリーマンの被扶養配偶者であった方で、国民年金に任意加入しなかった期間(合算対象期間)の算入漏れがあり、国民年金の任意加入が無くても受給資格要件があることが判明した。
- 遺族基礎年金の相談を行った際に、国民年金に未加入(未納)である期間を厚生年金に加入している期間と思いこみ、受給資格要件ありと判断して、遺族基礎年金が支給される旨を説明し年金請求書を受理した。
- 障害基礎年金の相談を行った際に、障害基礎年金を受給するために必要となる保険料納付要件に 該当しないのにもかかわらず、受給資格要件を満たしていると判断して、障害基礎年金が支給され る旨を説明し年金請求書を受理した。
- 退職共済年金の計算の基礎となる統合共済(JR、JT、NTT、農林)の被保険者期間について、本来であれば共済組合加入期間とすべきところ、誤って特別支給の老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間に算入して年金を決定した。
- 遺族厚生年金の「長期要件」及び「短期要件」いずれの要件にも該当する受給権者に対して、説明・確認を行わないで「短期要件」として遺族厚生年金を決定したところ、「長期要件」を選択した方が有利であることが判明した。
- 遺族厚生年金の「長期要件」には該当しないが「短期要件」に該当する受給権者に対して、他年金の受給権の有無を確認せずに、支給があることを説明して「短期要件」として遺族厚生年金を決定したところ、遺族共済年金の受給権者であることが判明し、遺族共済年金を選択した方が有利であるため遺族厚生年金は全額支給停止となってしまった。
- 年金記録を追加したことにより、老齢厚生年金の年金額が増額になる旨を説明したが、確認したところ、遺族厚生年金との併給調整により、差額が加算された老齢厚生年金よりも高額な遺族年金が選択されているため、受給できる金額が増額とはならない対象者であることが判明した。(制度を誤認して説明していた)
- 基礎年金番号に収録されている記録と紙台帳の標準報酬月額が相違しており、紙台帳の記録にしたがうと年金額が減額となる受給者に対して、再裁定を行ったうえで減額分の返納を求めた。

【事務処理誤りにならない事例】

× 障害基礎年金の相談を行った際に、障害基礎年金を受給するために必要となる保険料納付要件に 該当しないため、受給資格要件を満たしていない旨を説明したが、年金請求書は受理した。(不支 給決定の処分通知を出す前提で受理した)

(5)報告方法の選択

(1)~(4)の手順を踏んで検証した結果に基づき「コンプライアンス問題事案対応要領(要領第12号)」「事件・事故・事務処理誤り対応要領(要領第20号)」「お客様の声対応要領(要領第22号)」のいずれにより報告を行うのかを決定する。報告方法については、合わせて「業務サポート・マニュアル」を参照すること。

事務処理誤りに該当すると判断された事象は、「事件・事故・事務処理誤り対応要領(要領第20号)」に基づき、 事象が判明してから2日以内に第1報を品質管理部品質管理グループに対して報告すること。

コンプライアンス問題事案対応要領(要領第12号)<抜粋>

第1章 総則

2. 定義

本要領におけるコンプライアンス問題事案とは、以下のいずれかに該当するものをい う。

- (1)~(5) 省略
- (6)機構の役職員の法令又は諸規程に違反した業務処理
- (7)~(9) 省略

事件・事故・事務処理誤り対応要領(要領第20号) < 抜粋>

第2章 事件・事故等への対応

- 1. 事件・事故等が発生した場合の情報伝達
- (2) 各部署の長から品質管理グループへの情報伝達
 - ・情報伝達すべき事件・事故等は、以下の①~⑧とする。
 - ① 通知書等の記載誤り・誤送付、届書等の入力漏れ・入力誤り及び通知書・届書等の紛失、説明誤り(処分決定の変更に至ってないものやお客様が納得済みのものを含む。)など被保険者、年金受給者、事業主等に影響を与える事務処理誤り。また、関係機関(地方公共団体、国の出先行政機関等)に対する情報提供誤り並びにその他これらに準ずる事務処理誤り
 - ②~8 省略

お客様の声対応要領(要領第22号)<抜粋>

第1章 総則

- 2. お客様の声の定義
- (1)「お客様の声」とは、電話、来訪、手紙、電子メール等によってお客様から寄せられた苦情、意見、要望等をいう。なお、「苦情」とは、お客様から不満の意思が確認できるものをいい、「意見、要望等」にはお客様からの積極的な意見・提案、激励を含むものとする。
- (2)~(3) 省略

3 事務処理誤り区分

「事務処理誤り」であると定義された事象は、「事件・事故・事務処理誤り対応要領(要領第20号)」に規定されている「月次の報道発表(HP公表)案件」の例に基づき、以下の項目に分類する。

事件・事故・事務処理誤り対応要領(要領第20号)月次の報道発表(HP公表)案件

(1)受付時の書類管理誤り

郵送や窓口で受領した書類の担当部署への回付漏れ等、受付時の誤り

(2)確認誤り・決定誤り

届書内容の確認誤り、金融機関コード記入誤り等、事実関係の誤認や法令の適用誤り

(3) 未処理・処理遅延

審査決定すべき届書の未処理、社会保険オンラインシステムへの入力漏れ、日本年金機構本部へ の進達漏れ、関係部署からの返戻書類の未処理等

(4)入力誤り

数字や氏名等の入力誤り、一部項目の入れ違え等、入力時の誤り

(5) 通知書等の作成誤り

様式誤り、記載事項誤り、作成不要の通知書の作成等、出力・作成時等の誤り

(6) 誤送付・誤送信

別の送付先への書類混入等の誤送付、誤送信、誤交付等、配布時の誤り

(7)説明誤り

窓口、電話等での制度説明誤り、申請書等の指示誤り等、相談時の誤り

(8) 受領後の書類管理誤り

受理した申請書、添付書類の紛失等

(9)記録訂正誤り

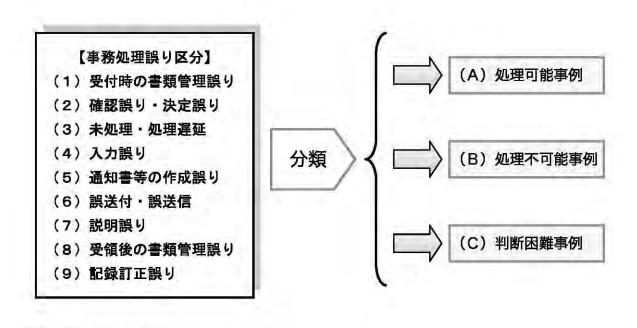
別人の記録を訂正、別人の記録を統合

4 事務処理誤りの適正化

事務処理誤りの適正化を進めるに当たり、『3 事務処理誤り区分の分類』の例にしたがって分類した事象を、さらに(A)<u>処理可能事例</u>、(B)<u>処理不可能事例</u>、(C)<u>判断困難事例</u>の項目に分類したうえで、事例ごとに適正化を進めていく。対応方法については、合わせて「業務サポート・マニュアル」を参照すること。

なお、年金給付関係に関する事務処理誤りは、『(2)<u>確認誤り・決定誤り</u>及び(7) <u>説明誤り</u>』に関する事象が特に多い傾向にあるが、事象の内容によっては、年金制度等 の関連法令、業務処理要領(マニュアル)、疑義照会の回答、指示・依頼及び諸規程等 から、直ちに事務処理誤りの適正化を行うための判断が出来ない場合がある。

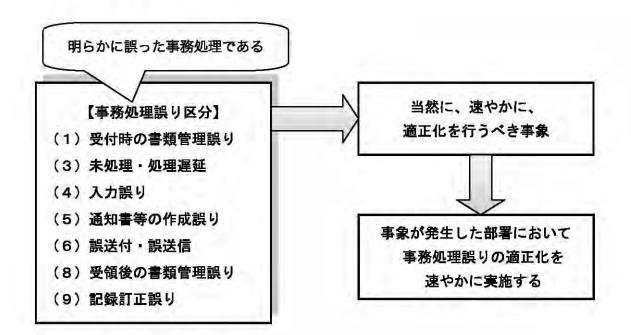
このことを踏まえて、判断が出来ない段階で、「既存の行政処分等の訂正ができる」 旨の対応は決して行わないこと。



(A) 処理可能事例

別紙2

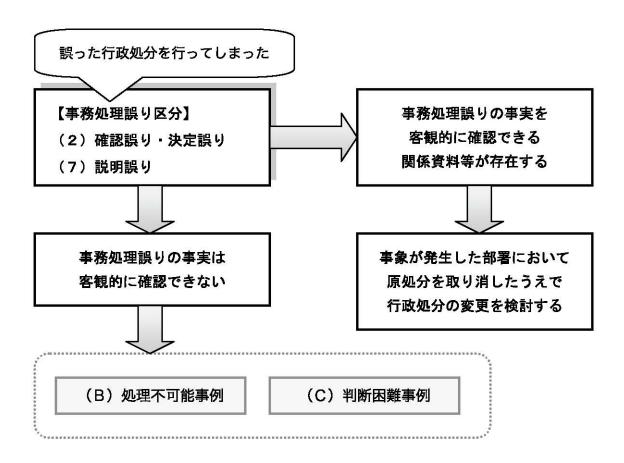
(1) 明らかな事務処理誤り



【事務処理誤りの事例】(再掲)

- 当初見込額より年金額が少ないとの苦情が寄せられ、確認してみると障害基礎年金受給者の「子の加算」の入力が漏れていることが判明した。
- 繰上げ請求書の原議を確認すると「一部繰上げ」の欄に○が付されているが「全部繰上げ」で年 金が決定されていた。
- 定期支払日に年金が振り込まれていないとの苦情が寄せられ、確認してみると誤って死亡者の配偶者に「死亡保留」の入力を行っていた。
- 特別支給の老齢厚生年金の審査及び入力の際に、配偶者が旧法の共済年金の満了者にもかかわらず、誤って新法の共済年金の満了者として登録したため 65 歳時から振替加算が支給された。

(2) 瑕疵ある行政処分



既に誤った行政処分を行っている場合には、当該行政処分を取り消すための根拠規定が存在しない場合もあることから、行政法における通説、裁判例、社会保険審査会の裁決例にしたがって、行政処分の取消処理の可否を判断することとなる。

○ 行政法における通説は「行為に内在する瑕疵が重要な法規違反であること(瑕疵の重要性)、瑕疵の存在が外見上明白であること(瑕疵の明白性)の二つの要件を備えている場合に、はじめて行政処分は無効になると解する。(重大明白説)」とされており、ここで言う「瑕疵の明白性」とは「処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決するべきものである(外見上一見明白説)」とされている。(行政庁がその調査義務を果たしていればその誤りが見出せるような場合についても、明白性の要件を満たすという考え方もある。)

参考文献: 塩野宏著【行政法 | [第5版]】有斐閣 P161~162

○ 過去の裁判例によると「違法な行政処分は処分した行政庁自らが職権で取り消す ことができる」とされており、当該行政処分が受益的であり、かつ相手方がその適 法性や継続性を信頼して行動している場合には「取消処分の相手方の被る不利益と、 取り消さないことにより生じる公益上の不利益を比較考量して判断する」という取 消制限の法理が確立されている。

参考文献:【社会保障判例百選[第4版]】有斐閣 P96~97「47過払い年金給付の返還請求」

- 過去の社会保険審査会の裁決例によると、提示された関係資料や当事者の証言等 から下記⑦~⑰の客観的事実が認められる場合等には行政処分の取消を裁決して いる場合がある。
 - ⑦ 保険者 (機構) 側に注意義務違反がある
 - ① 保険者(機構)側の責めに帰すべき事由がある
 - ⑦ 保険者(機構)側から受給権者に対してなされた説明・指導等が<u>信義則の</u> 法理にもとることが明らかである

以上の考え方を踏まえて、事務処理誤りに基づく行政処分は、適正化を行うべき事象となりうることから、原処分を取り消したうえで行政処分の変更を検討すること。

行政処分の変更に伴って再裁定を行う場合には、「平成 22 年 4 月 12 日付け【給付指 2010-60】」に基づき「年金額仮計算書 I (特別便等以外)」を使用すること。

【事務処理誤りの事例】(再掲)

- 年金相談時に本来額・全部繰上げ額・一部繰上げ額に係る年金見込額を提示したところ、「全部 繰上げ」で受給を希望されたため、「年金相談・手続受付票(年金相談受付票)」には「全部繰上げ」 の相談記録が残されているが、お客様から「提示された年金見込額より年金額が少ない」旨の苦情 が寄せられたため、受給者原簿記録を確認すると「本来額」で年金額が決定されていた。
- 65 歳到違時に老齢基礎年金の受給権が発生したお客様が、70 歳誕生月に年金事務所に来所され、「年金相談・手続受付票(年金相談受付票)」には「繰下げ請求」に関する相談記録が残されているが、お客様から「提示された年金見込額より年金額が少ない」旨の苦情が寄せられたため、受給者原簿記録を確認すると「65 歳からの本来額」で年金額が決定されていた。
- 年金相談を行った際に、受給資格要件を満たすため24カ月の国民年金の高齢任意加入が必要である旨の説明を受け、高齢任意加入を行い24カ月分の保険料納付後に年金請求を行ったところ、昭和61年3月以前に、厚生年金等に加入しているサラリーマンの被扶養配偶者であった方で、国民年金に任意加入しなかった期間(合算対象期間)の算入漏れがあり、国民年金の任意加入が無くても受給資格要件があることが判明した。
- 退職共済年金の計算の基礎となる統合共済(JR、JT、NTT、農林)の被保険者期間について、本来であれば共済組合加入期間とすべきところ、誤って特別支給の老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間に算入して年金を決定した。
- 遺族厚生年金の「長期要件」及び「短期要件」いずれの要件にも該当する受給権者に対して、説明・確認を行わないで「短期要件」として遺族厚生年金を決定したところ、「長期要件」を選択した方が有利であることが判明した。
- 遺族厚生年金の「長期要件」には該当しないが「短期要件」に該当する受給権者に対して、他年金の受給権の有無を確認せずに、支給があることを説明して「短期要件」として遺族厚生年金を決定したところ、遺族共済年金の受給権者であることが判明し、遺族共済年金を選択した方が有利であるため遺族厚生年金は全額支給停止となってしまった。
- 基礎年金番号に収録されている記録と紙台帳の標準報酬月額が相違しており、紙台帳の記録にしたがうと年金額が減額となる受給者に対して、再裁定を行ったうえで減額分の返納を求めた。

(3) 消滅時効の適用

事務処理誤りに基づく誤った行政処分について、原処分を取り消したうえで行政処分の変更を行うことにより、年金給付に未払い分が生じる場合には、支分権にかかる消滅時効は適用しない。ただし、既に支払った全額分と、遡及して新規に発生する未払い全額分との間で相殺を行った後に、未払い分が生じる場合に限る。

なお、事務処理誤り(行政の瑕疵)を契機とした行政処分の変更は、記録に誤りが生 じた原因等が明確ではない事案(いわゆる記録問題事案)とは異なる取扱いであり、記 録問題事案は年金時効特例法を適用したうえで遅延特別加算金が支給されることに留 意すること。

(4) 訂正処理依頼書の作成

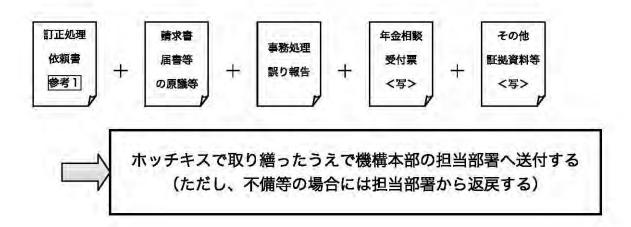
事務処理誤りの事象が発生した部署において訂正処理が可能である(原処分を取り消したうえで行政処分の変更を行う)と判断した場合には、管轄ブロック本部の相談・給付支援部(業務支援部)に対して当該事象の適正化に関する対応方針を相談する。

ブロック本部においても当該事象が処理可能事例であると判断した場合には、当該事象が発生した部署において「訂正処理依頼書『参考1』」を作成する。ブロック本部は訂正処理依頼書の作成方法等について、適宜、助言を行う。

(5)機構本部への訂正処理依頼

(A) <u>処理可能事例</u>であると判断された事象については、請求書・届書等の原議等と合わせて「訂正処理依頼書『参考1』」「事務処理誤り報告(直近に報告したもの)」「年金相談・手続受付票(年金相談受付票)〈写〉」「その他証拠資料等〈写〉」を機構本部全国一括業務部門の担当部署に対して送付のうえ、訂正処理を依頼する。

なお、担当部署における審査で書類の不備等が判明した場合や、(B) <u>処理不可能事</u> <u>例</u>または(C) <u>判断困難事例</u>であると判断された場合等には、請求書・届書等を当該事 象が発生した部署に対して返戻する。



(B) 処理不可能事例

別紙3

○関連法令等に合致しない、誤解を与える説明を行ってしまった
○手続き時に説明が漏れたものの、適正な行政処分を行っている

関連法令等に基づいた場合
にはお客様の希望に沿った
行政処分(処理)は不可能

「事件・事故・事務処理誤り対応要領
(要領第20号)」に基づき
経過説明、謝罪等の対応を
取消処理)は不可能

【事務処理誤りの事例】(再掲)

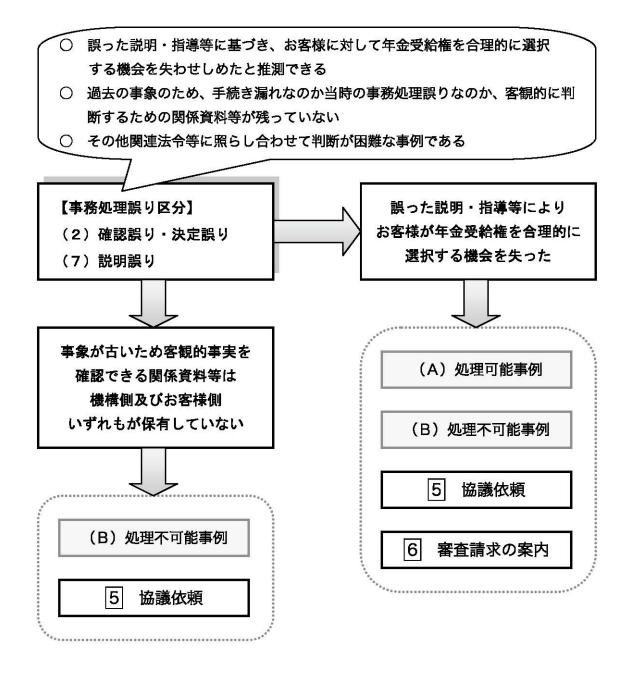
審査請求の案内

6

- 国民年金の高齢任意加入の相談を行った際に、平成3年3月以前に、学生であるため国民年金 に任意加入しなかった期間(合算対象期間)に気が付かず、受給資格要件を満たすために必要な高 齢任意加入の期間を誤って説明した。
- 〇 お客様(夫:A、妻:B)から配偶者加給年金の加算について相談を受けた際に、Bの厚生年金加入期間の合計(227月)のみを確認し、35歳以降の厚生年金加入期間(193月)を確認しなかったため、Aの老齢厚生年金に配偶者加給年金が加算される旨の誤った説明を行った。
- 遺族基礎年金の相談を行った際に、国民年金に未加入(未納)である期間を厚生年金に加入している期間と思いこみ、受給資格要件ありと判断して、遺族基礎年金が支給される旨を説明し年金請求書を受理した。
- 障害基礎年金の相談を行った際に、障害基礎年金を受給するために必要となる保険料納付要件に 該当しないのにもかかわらず、受給資格要件を満たしていると判断し障害基礎年金が支給される旨 を説明し年金請求書を受理した。
- 年金記録を追加したことにより、老齢厚生年金の年金額が増額になる旨を説明したが、確認したところ、遺族厚生年金との併給調整により、差額が加算された老齢厚生年金よりも高額な遺族年金が選択されているため、受給できる金額が増額とはならない対象者であることが判明した。(制度を誤認して説明した)

(C) 判断困難事例

別紙4



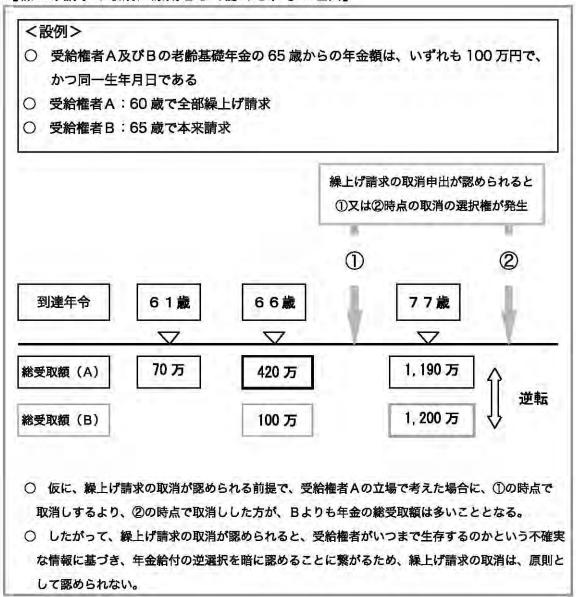
(1) 繰上げ請求の取消

老齢基礎年金の繰上げ請求を行うか否かは、どちらが有利と考えるか請求者本人の選択に委ねられることとなり、事後的にその判断機会を与えることは、年金の受給状況の成り行きをみて支給の可否を決めたり変えたりすることに繋がるため、老齢基礎年金の繰上げ請求の取消しは原則として認められない。

しかしながら、事務処理誤りや年金記録の訂正等の事由により、特別支給の老齢厚生 年金の受給権が発生することが明らかになった場合など、老齢基礎年金の繰上げ請求を 取消さないことにより、受給権者に著しく不利益が生じると認められる場合は、適正化 を行うべき事象となりうることから、繰上げ請求を取消したうえで行政処分の変更を検 討すること。

繰上げ請求を取消したうえで行政処分を変更することにより、給付の未払分が生じる場合には、支分権に係る消滅時効は適用しないが、記録に誤りが生じた原因等が明確ではない事案(いわゆる記録問題事案)とは異なる取扱いであることに留意すること。(記録問題事案は年金時効特例法を適用したうえで、遅延特別加算金が支給される)

【繰上げ請求の取消が原則として認められない理由】



以下①~③のとおり、事務処理誤りや年金記録の訂正等を契機に、繰上げ請求当時と 比較し、年金給付を合理的に選択するための状況が変わった場合等には、繰上げ請求の 取消を検討する。 ① 老齢基礎年金の繰上げ請求時において、十分でない説明・指導であった事実が明らかであると認められる場合は、老齢基礎年金の繰上げ請求の取消しを認めること。

事務処理誤りの事実を 客観的に確認できる 関係資料等が存在する

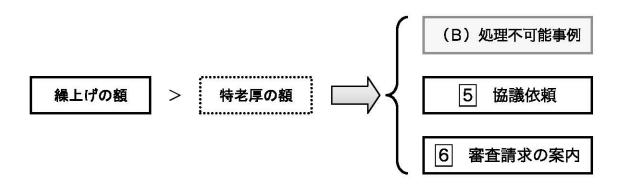


【事務処理誤りの事例】

- 提示された資料、年金相談・手続受付票(相談受付票)等から、老齢基礎年金の繰上げ請求の際 に、窓口担当者が下記の注意事項に関する説明を誤った事実が客観的に確認できる。
 - ・特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分の一部が支給停止される。(障害者特例または 長期加入者特例が支給停止される)
 - ・65 歳になるまで遺族厚生(遺族共済)年金と繰上げ請求した老齢基礎年金を同時に受けること はできない。
 - ・障害基礎年金(事後重症)、寡婦年金を受けることができない。
- ② 年金記録の訂正等を契機に、繰上げ請求した老齢基礎年金の年金額と、特別支給の 老齢厚生年金の年金額を比較し、特別支給の老齢厚生年金の年金額が高くなる場合に は、老齢基礎年金の繰上げ請求することは、およそ考えられないため、老齢基礎年金 の繰上げ請求の取消しは、原則として認めること。



③ 年金記録の訂正等を契機に、繰上げ請求した老齢基礎年金の年金額と、特別支給の老齢厚生年金の年金額を比較し、依然として特別支給の老齢厚生年金の額が低い場合には、老齢基礎年金の繰上げ請求を行うか否かは、どちらが有利と考えるか受給者本人の選択に委ねられることとなり、事後的にその判断機会を与えることは、年金の受給状況の成り行きをみて支給可否を選択することに繋がるため、老齢基礎年金の繰上げ請求の取消しは、原則として認められない。ただし、繰上げ請求した老齢基礎年金の年金額と、特別支給の老齢厚生年金の年金額を比較し、年金額の差がごく僅かである場合等には、機構本部年金給付部給付指導グループへの協議依頼を検討すること。



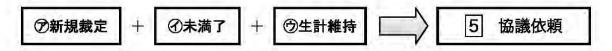
(2)配偶者加給年金(振替加算)

配偶者加給年金(振替加算)の加算が漏れている事象が、後から判明する場合がある。 以下①②のとおり、「事務処理誤りを契機とした加算漏れである」ことが認められる場合等には、給付の未払分について消滅時効を適用しないで、遡及して配偶者加給年金(振替加算)を支給することを検討する。

- ① 既出の通知・事務連絡・指示依頼・社会保険業務センターつうしん等で、<u>当該事象</u> <u>に係る事務の取扱いが示されており</u>「事務処理誤りを契機とした加算漏れである」ことの判断が可能である場合には、(A) <u>処理可能事例</u>として事務処理誤りの適正化を進めていく。
- ② 「事務処理誤りを契機とした加算漏れである」ことの判断が困難であり、下記<u>⑦~</u> <u>⑤の3つの条件を全て満たす場合</u>等には、当時の行政側(社会保険事務所、事務セン ター、社会保険業務センター等)の新規裁定時における審査で、確認が不足していた 可能性が非常に高いため、(C) <u>判断困難事例</u>として「<u>5</u> 協議依頼」に基づき機構 本部年金給付部給付指導グループに対してその取扱いを協議する。
 - ⑦ <u>新規裁定時</u>における配偶者加給年金額(振替加算)対象者の確認漏れ、または 配偶者状態表示等の入力誤りがあったのかが不明である。
 - ① 配偶者加給年金額(振替加算)対象者が老齢年金の未満了者である。
 - ⑦ 公的機関が発行する書類等により、加算開始年月日から加算されるまでの間、 生計維持関係が引き続いていることが確認できる。

<審査項目例>

- 戸籍・住民票・取得可能な複数年の所得証明等の公的機関が発行した書類 により、引き続き生計維持関係にあることが確認できるのか。
- 新規裁定時に生計維持関係の認定を行ったうえで、配偶者状態表示の入力 を行っているが、入力誤りと推測されるのか。



【判断困難事例】

いずれも加算開始日から加算されるまでの間、生計維持関係は引き続いているものとする。

△ 新規裁定時に加給年金停止表示入力済であるが、配偶者は老齢基礎年金のみ受給者であり、年金 事務所から裁定時の入力誤りである旨の申立てがされており、お客様側は消滅時効を適用せずに受 給権発生時点に遡っての加給年金の支給を希望している。

【本人】 0130年金(昭和62年5月受給権発生)/受給権発生時点から加給年金停止

【配偶者】1150年金(昭和62年6月受給権発生)/老齢年金は未満了

【配偶者】1150年金(昭和61年5月受給権発生)/老齢年金は未満了

△ 配偶者の新規裁定と同時に加給年金の停止処理の入力を行ったと思われるが、請求書等が残って おらず確認は不可能である。配偶者が老齢基礎年金のみ受給者である場合には、当該者の加給年金 を停止する理由は無いため、お客様側は消滅時効を適用せずに停止年月日時点に遡っての加給年金 の支給を希望している。

【本人】 0130年金(昭和57年4月受給権発生)/昭和61年5月から加給年金停止 【配偶者】1150年金(昭和61年5月受給権発生)/老齢年金は未満了

(3) その他

その他、機構側で年金給付の<u>権利に関する説明を漏らした</u>場合や、(A)<u>処理可能事</u> 例または(B)<u>処理不可能事例</u>のいずれに該当するのか、判断が困難な事象については 「5 協議依頼」に基づき機構本部年金給付部給付指導グループに対してその取扱いを 協議する。

【判断困難事例】

- △ 老齢基礎年金の繰上げ請求の際に、窓口担当者が下記の注意事項に係る説明を漏らした。
 - ・特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分の一部が支給停止される。(障害者特例または 長期加入者特例が支給停止される)
 - ・65 歳になるまで遺族厚生(遺族共済)年金と繰上げ請求した老齢基礎年金を同時に受けること はできない。
 - ・障害基礎年金(事後重症)、寡婦年金を受けることができない。
- △ 障害年金(遺族年金)受給者に新たに厚生年金加入期間が判明したため、年金見込額を試算したとこる、障害年金(遺族年金)よりも老齢年金の年金額が高くなることから、老齢年金を選択する選択申出書を受理したが、老齢年金から差し引かれる税金額を考慮すると、結果的に障害年金(遺族年金)の方が「手取り額」としては高かったため、遡及しての選択のやり直しを強く求められた。(機構側に税制度に関する説明責任は無いが、「老齢年金は雑所得として課税対象となる」等の一般常識については説明する必要があることから、選択関係における年金額が拮抗する場合等には、税務署や市区町村役場の税務課等へ適切に案内したうえで、あらためて選択申出書を受理するべきであった)

5 協議依頼 別紙4

(1)機構本部年金給付部への協議依頼の方法

(C) <u>判断困難事例</u>に分類された事象等、適正化を行うための判断が困難な事象については、当該事象が発生した部署から管轄ブロック本部を経由して、機構本部年金給付部給付指導グループあてにメールにて協議を依頼することができる。協議依頼文書は『参考2』を参照のうえ作成する。

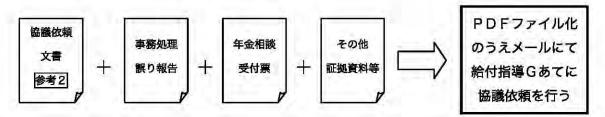
協議依頼の内容によっては、給付指導グループから厚生労働省年金局に対して、保険

者の判断を求めた後に回答する場合もあることから、回答が得られるまでに 1 ヶ月程度 の期間を見込んだうえで依頼する。

給付指導グループからの回答は、管轄のブロック本部を経由して、当該事象が発生した部署に対して「事務処理誤りに係る協議依頼(回答)」としてメールにて行う。

給付指導グループとの協議の結果、「行政処分の変更を認める」旨の回答が得られた場合には、(A) <u>処理可能事例</u>として当該事象の適正化を進めること。反対に、給付指導グループから「行政処分の変更を認めない」旨の回答が得られた場合には、(B) <u>処</u>理不可能事例として当該事象の適正化を進めること。

既に行政処分が行われている事象については、期限経過により審査請求の機会を逸してしまう危険性を回避するために、協議依頼の前にあらかじめ『別紙5』の例にしたがって審査請求の手続きを案内すること。



メール送信先 : 機構本部年金給付部 特殊メールアドレス

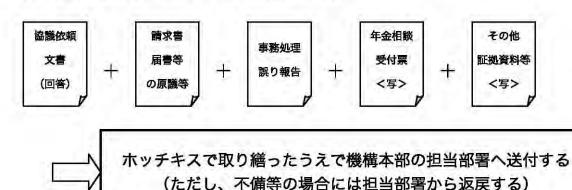
メール件名 : 【協議依頼】事務処理誤り(〇〇年金事務所)

※ 異なる件名で送信した場合には、回答が著しく遅延する場合があるので注意すること

(2)協議結果に基づく機構本部への訂正処理依頼

協議の結果、給付指導グループ又は厚生労働省年金局において、原処分を取り消した うえで行政処分の変更等を認める場合には、請求書・届書等の原議等と合わせて「協議 依頼文書(給付指導グループからの回答)」「事務処理誤り報告(直近に報告したもの)」 「年金相談・手続受付票(年金相談受付票) <写>」「その他証拠資料等<写>」を機 構本部全国一括業務部門の担当部署に対して送付のうえ、訂正処理を依頼する。

なお、協議結果については、事前に、給付指導グループから機構本部全国一括業務部 門の担当部署に対してメールにて情報提供する。



6 審査請求の案内 別紙5

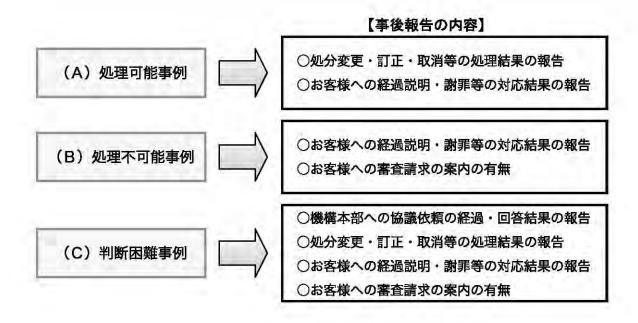
審査請求の手続きは「業務処理要領【マニュアル】年金給付」の【共通編】に掲載されている「審査請求等に係る事務処理」に基づき手続きを進める。審査請求に係る留意事項等は、合わせて「平成22年12月22日付け【リコ情2010-9】」を参照すること。

<留意事項>

- 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
- 電話による請求は、請求人の本人確認が確実にはできないため、電話による審査 請求の申出があった場合は、年金事務所等への来訪又は郵送による審査請求を請求 申出人に案内すること。
- 審査請求期間等、審査請求等の適否は、審査官が判断するため、来所時に機構に て判断した対応は行わないよう留意すること。(来訪による受付の段階で審査請求 の期間経過は判断しない)

| 7 | 適正化が完結した事象に係る対応結果の事後報告

事務処理誤りの適正化が完結した事象については「事件・事故・事務処理誤り対応要領 (要領第20号)」に基づき、<u>当該事象が発生した部署から品質管理部品質管理グループ</u> に対して対応結果の事後報告を行うこと。



平成〇〇年〇月〇日

機構本部〇〇部

○○部長

訂正処理依頼書

〇〇年金事務所長 ○○事務センター長 (公印省略)

事務処理誤り(処理可能事例)に係る訂正処理依頼

1. 事務処理誤りの区分 4

P10を参照のうえ、事務処理誤りの区分が いずれに分類されるのか、○印を付す。

ア. 確認誤り・決定誤り

イ. 入力誤り ウ. 説明誤り エ. 記録訂正誤り

)

オ. その他(

- 2. 事象の把握
- (1) 請求書・届書・処理票等の記入内容の確認

請求書等の名称、記入を誤った箇所、 その他特記事項等があれば記入する。

(2) 年金相談・手続受付票(年金相談受付票)の記録内容の確認

年金相談受付票の記入内容から客観的に確認できる事実、 説明を誤った箇所、その他特記事項等があれば記入する。 判断材料にならない場合には添付不要。

(3) 相談対応者等からの事象に関する聴き取り

相談対応者等に聴き取りした内容を記入する。職員が 異動等の理由により、確認ができない場合等で、 記入不可の場合には、その旨を記入する。

(4) 関連法令等の確認

訂正処理の依頼に当たって、関連法令等、疑義照会の回答、諸規程、指示 依頼文書、業務処理要領【マニュアル】等で確認した項目を記入する。

3. ○○年金事務所の見解

2. (1)~(4)の関係資料に基づき、事象が発生した部署の長を交えて、 合議を行った後に、部署としての見解(適正化に対する考え)を 客観的事実、関連法令等に基づき判断を行ったうえで記入する。

平成〇〇年〇月〇日

機構本部年金給付部 年金給付部長

協議依頼書

○○年金事務所長○○事務センター長(公印省略)

事務処理誤り(判断困難事例)に係る協議依頼

1. 協議に至った事情

協議に至った経緯・背景等を記入する。添付の「事件・事故・事 務処理誤り報告」に詳細を記録している場合には省略可。

- 2. 事象の把握
- (1) 請求書・届書・処理票等の記入内容の確認

添付の請求書等の名称、その他 特記事項等があれば記入する。 判断材料にならない場合には添付不要。

(2) 年金相談・手続受付票(年金相談受付票)の記録内容の確認

年金相談受付票の記入内容から客観的に確認できる事実、 説明を誤った箇所、その他特記事項等があれば記入する。 判断材料にならない場合には添付不要。

(3) 相談対応者からの事象に関する聴き取り

相談対応者等に聴き取りした内容を記入する。職員が 異動等の理由により、確認ができない場合等で、 記入不可の場合には、その旨を記入する。

(4) 関連法令等の確認

訂正処理の依頼に当たって、関連法令等、疑義照会の回答、諸規程、指示 依頼文書、業務処理要領【マニュアル】等で確認した項目を記入する。

- 3. ○○年金事務所の見解
- 2. (1) ~ (4) の関係資料に基づき、事象が発生した部署の長を交えて、 合議を行った後に、部署としての見解(適正化に対する考え)を 客観的事実、関連法令等に基づき判断を行ったうえで記入する。

2. 再裁定の進達事務の留意事項(その2)

【支払部 再裁定グループ】

再裁定の進達事務については、「再裁定の受付及び進達事務の留意事項(平成22年6月11日 給付指2010-113 支払指2010-3)」と「年金機構業務つうしん(22年11月号)」にてご留意いただきたい事項についてお示ししておりますが、再度ご留意いただきたい事項、加えてご留意いただきたい事項についてお示ししますのでご参照ねがいます。

0	再裁定における年金証書の回収にあたっての留意事項・・・・・・・・	28
0	様式第127号の申出受付(判明)年月日は必ず記入願います ・・・・・	29
0	時効特例給付様式第127号の3についてご確認願います・・・・・・	29
0	年金額仮計算書についてご確認願います・・・・・・・・・・・・	30
0	届書には必ず年金コードを記入願います・・・・・・・・・・・・	31
0	再裁定後の支払先金融機関の確認をお願いします・・・・・・・・・	32
0	再裁定における年金受給選択申出書にかかる進達時の留意事項・・・・・	33
0	遺族厚生年金の先充て停止額が変更となる場合の進達時の留意事項・・・	38
0	農林共済移管記録にご注意願います・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40

再裁定における年金証書の回収にあたっての注意事項

再裁定における年金証書の回収にあたっては、下記に留意いただきますよう お願いします。

- ◎再裁定により年金給付の決定を変更する場合(死亡者、担保設定者を除く) 原則、再裁定処理後に新しい年金証書が発送されるため、年金証書を回収して下さい。
 - 〇受給権発生年月以前の被保険者記録の訂正による年金額の変更については、 平成22年8月定期支払処理以降、国民年金被保険者記録、共済組合員期間 の訂正にかかる年金額の改定も含め、全て再裁定により処理を行っており ますので、原則、年金証書を回収して下さい。
 - 〇再裁定処理後に送付される年金証書に同封のお知らせには、時効特例給付等の説明が記載されていますので、窓口において、時効特例給付等に該当しない方へのご説明の際はご留意ください。
- ◎特別な事情により年金証書の送付が不要な場合は、様式 127 号の下記の項目に留意して、再裁定ヘルプデスクに連絡のうえ、担当者宛に直送にて進達をお願いします。
 - 〇「年金証書の要否」の「1・否」を〇で囲む
 - ○【特記事項】の「◆年金証書について」を不要な○で囲まない
 - 〇【特記事項】の「その他」に年金証書が送付不要の理由を記入する
- ◎国年3号特例にかかる年金額の改定についても、諸変更により処理することが困難な場合は、再裁定により処理を行っていますので、窓口におけるお客様へのご説明では、新しい年金証書が送付される場合があることをお申し添え下さい。

様式第127号の申出受付(判明)年月日 は必ず記入願います

申出受付(判明)年月日は、時効該当年月の起算となりますので、再裁定の 契機となる受付年月日を必ず記入願います。

【同一の訂正契機で複数の年金の再裁定を行う場合】

それぞれの様式第127号に同じ申出受付(判明)年月日を記入してください。

【複数の年金に再裁定が必要な場合で(例:1150と1350、0130と0520等)1年金の様式第127号しか進達されていない場合】

上記については返戻します。様式第127号の進達が漏れていた年金の申出 受付(判明)年月日が直近の年月日になっているケースが見受けられますが、 同一契機の期間追加にかかる申出受付(判明)年月日は、同日となります。

時効特例給付様式第127号の3

についてご確認願います

時効特例給付に該当する場合に、様式第127号の3を添付いただいておりますが、下記の場合は不要です。

- 受給権発生年月日後の被保険者記録の追加で時効特例給付に該当しない 場合
- 〇 受給権発生年月日が時効該当年月日後の場合

年金額仮計算書についてご確認願います

再裁定として進達されているにもかかわらず、【お客様ご記入欄】の(年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。)にチェックがされていたり、使用する年金額仮計算書が違っている場合がありますので、よくご確認ください。

なお使用する年金額仮計算書については、下記のとおりです。(給付指 2010-60 参照)

- ○特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正の場合
 - ⇒「別添②-2」(特別便等 Ⅱ)
- ○特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正以外の場合
 - ⇒「別添②-1」(特別便等以外·I)
- ○減額事案となり過去に行った再裁定の取消を行う場合
 - ⇒「別添②-3」(特別便等(再)・Ⅲ)

届書には必ず年金コードを記入願います

届書に年金コードの記入がないと、届書受付管理システムに登録が不能です。 届書進達時は、必ず、年金コードの記載があるか確認をお願いいたします。

例 (選択届の場合)

	民 年 金 F 組 合 等 年 金 受 給 選 択 申 出 書											2号													
		金保険					•		^	47-	· Æ	_	<i>"</i>	•	_	_	•								
51	÷		3 54	57	74	4	78	83	86	87	7													_	
年	金	コードま	「る年金 たは共 解除を	済組台	等 0	つ年5						1	2	3	4	5	6	7	8 	9	_ ፈ 	-/	4	5	0
			「る年金 たは共									1	2	3	4	5	6	7	8	9	_ . (1	1	5	0
<u> </u>	16.											Ļ	<u> </u>	<u></u>					<u>L</u>		1				
③遺族給付を受けようとする65歳以上の方で老齢給付の受給権者の方は、次のいずれを選択するか記入してください ア. 遺族基礎年金と 遺族厚生(共済)											遺族年	اع	日障害	年金											
障害	11	付を受	けようとす	する65 1	读以」	Lのプ	で≉	* 齢給	付また	は遺	族給	付の	受給	権者	の方に	ま、次	のい	ずれ	を選	択す	るか	己入 L	.てく†	ごさい	a
	オ. 障害基礎年金と 障害厚生(共済) 年金を選択 年金を選択 カ. 障害給付と老齢厚生 (退職共済)年金また は遺族厚生(共済)年 金の併給									キ・降事給付と老齢厚生(退職共済)年金の 一部と遺族厚生(共済)年金配偶者の 死亡によるものに限る)の一部の併給 ウ・降音給付の一部と老齢給 付の一部と遺族厚生(共済) 年金の併給															
		今回新し	人決定さ	れた年	金が	遺族	給付	の方に	ま、下#	関に前	八人	てく	ださい	١,											
	1	死亡し	(フリガ:))	ネン	ノキン	タロ	ゥ								生年月日 明・2					18	年	3 .	月 1	日
		た方の 氏名			年	金	太	郎			続	柄	サ	ŧ	死亡年月日 昭					∌İ	20	年	1 月	H	
4) 1	天,	名 (E) 年金									(名)			_{チコ} と子		Ŧ	明·:	と 野	· 平	7	年 2	1	月 2	l 1	0
(5) f	È									高井	戸西	 i 3-	•			自宅の		3 (5) 番号(03)	-(6892)—(07	769)
6 1																									
Ø 1	7	者につ	いて、以	下の構	に記	入しT	こくだ	さい。																	
現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害を支給事由 とする年金を受けていますか。												の年金	T		害の けて	年金 いる	Ě		いずオ	たも受 にい	:17				
			いるとき								<u> </u>	称				老	齢	厚	生:	年金	È				
			金証書(の記号		平型	B 7	平軍	:r	、思格	I	使年≤ - 全コ・			2345-678901-1150											
		その支給を受けることとなった年月日											1	昭和 (平成) 19 年 12 月 9									百		

再裁定後の支払先金融機関の確認をお願いします

(つうしんH22年11月号P19、22参照)

以下のようなケースで様式第 127 号を進達される際は、振込不能等の支払事故を防ぐため、年金の原簿(他年金も含む)に登録されている金融機関に支払いが可能か確認をお願いいたします。

なお、全部もしくは一部支給の他年金があり、再裁定を行う年金と他年金が 同じ支払先であることが原簿上確認できる場合は、支払先の確認は不要です。

- 事例 1 再裁定後、<u>選択替えにより</u>、全額停止中の年金が、一部もしくは全額 支給になるケース
- 事例2 再裁定前、基礎のみで受発から全額停止中だった 1150 年金に厚生年金期間が判明し、再裁定後、他年金との選択関係の処理により、上乗せの厚生年金部分のみ支給になるケース

※上記のようなケースで、お客様に支払先金融機関を確認した後は、<u>確認した</u> <u>旨を様式第 127 号に記載し、支払先金融機関の変更処理が必要な場合は、変更</u> 処理後に 127 号を進達願います。

(すでに失権している場合は、事務所での支払先金融機関の変更処理は不可のため、「住所・支払機関変更届」を一緒に進達してください。【死亡失権は除く】)

再裁定における年金受給選択申出書にかかる進達時の留意事項

つうしんH22 年 11 月号補足版

目的・趣旨

再裁定における年金受給選択申出書(以下、選択申出書)にかかる事務処理につきましては、「年金受給権者にかかる諸変更届の進達事務の手引」、「国民年金厚生年金保険年金給付業務処理マニュアル」および「つうしんH22年11月号のP4~5、P18~19」等に基づき行っています。今般、要領等に記載されている内容を徹底することを踏まえ、再裁定における支払事務の迅速化等を図る観点から、「再裁定における選択申出書の記入方法、留意事項」を作成いたしましたので、ご活用ください。

< 再裁定における様式第 201 号の留意事項 >

様式第 201 号につきましては、下記の事項につき、特にご留意願います。 ※<u>以下の表の数字は 201 号届記載の数字に対応</u>しています。

基礎年金番号	・基礎年金番号を必ず記入する。
2, 3	・②は、 <u>受給する年金コードを必ず記入する。</u>
年金コード	③は、 <u>停止する年金コードを必ず記入する。</u> 全ての年金コードを記入する。
<u>\$</u>	
65歳以降の	・遺族および老齢年金の受給権者は、アーエの4つの選択方法から
選択方法	<u>必ず1つを選び、〇で囲む。</u>
	※ <u>イとウの選択方法については、誤って記入されている場合も</u>
	<u>あるため、特に注意する。</u>
	│ │・障害年金の受給権者で、かつ老齢または遺族年金の受給権者は、│
	オ~クの4つの選択方法から必ず1つを選び、〇で囲む <u>。</u>
	・遺族年金が新規裁定の場合、死亡した人の氏名、続柄、生年月日、 死亡年月日を記入する。
6	
備考	・本人の希望による選択で、金額が不利な選択方法を申し出る場
	合、 <u>必ず理由を明記する。</u>
	(例 基金受給のため、所得税を考慮するため)
	・期間追加する前から、元々不利な選択をしている場合で、金額が
	有利な選択方法に変更する場合、 <u>様式第 127 号の受付月の翌月分</u>
	<u>から選択替えとなることをお客様が了承している旨を記入する。</u>
	│ │・選択替えの場合は、必要に応じて <u>支払先金融機関の確認をし、確</u> │
	<u>認した旨を記入する。</u> ※32ページ参照

その他注意点

- ・期間追加により、受給権発生日が遡及しないか確認した上で、遡及する場合は、<u>遡及した時点からの</u>選択方法が記載されているか確認する。
- ・障害年金の受給権者の場合、診断書等の添付の要否及び所得の確認の要否について確認する。
- ・<u>選択契機毎(受発、退職、65歳、代行返上、月変等)に選択方法を確認し、選択契機毎に</u>選択申出書を作成するか、もしくは⑥欄 (備考欄)等に選択方法を明確に記入する。
 - (例 選択関係にある 1150 及び 1450 年金の受給権者の場合60歳~1450、定額開始時~1150、65歳時~ウ選択希望)
- 三共済については様式第201号を進達する。
- 遺族年金が先充ての場合、選択申出書の進達は不要。(ただし、 厚生年金期間の追加に伴い、65歳以前の選択関係に変更がある場合は進達が必要。)
- ・選択替えにより生じた過払いは、原則他年金との支払額の相殺(調整額の積み替え)になるので、返納方法申出書は不要。ただし、相殺後に過払額が残る場合は、返納方法申出書が必要。(返納について 1/2 の内払調整でよい場合は、様式第 127 号や⑥欄(備考欄)等にその旨を記入するのみでもよい。)
- <u>⑥欄(備考欄)に記載した選択方法と、②、③、⑤欄で記入した</u> 内容が異なることのないように注意する。

〈様式第202号の留意事項〉

(つうしんH22年11月号P4~5、18~19参照)

※ 記入例 (留意事項詳細は右ページに記載)

共	済制	年金組合領	F		年	金	受	給	選	ŧ	尺	申	出	耆	ŧ							様式	第2	02号
冯 5	Ε÷	金保防	į.														1	平成	. 2	3 年	3	月 1	日	提出
ഹ	™ !+	ナネトフ	よな任会の任	全証金の	生磁	(年全)	聚早.			1	2	3	4	5	6	7	<u>ا</u> ا	3	9	0	1	4	5	0
生	①受けようとする年金の年金証書の基礎年金番号・ 年金コードまたは共済組合等の年金証書の記号番号								Α	1	2	3	4	5	6	7	7	8	9	0	1	2	В	
((支給停止の解除を申請する年金) 1							1	2	3	4	5	6	7	· 8	3	9	0	1	1	5	0		
	②受けようとする年金以外の年金証書の基礎年金番号 -年金コードまたは共済組合等の年金証書の記号番号								<u> </u>	必	要问	 こ,	_ 応し _	_ こて _		<u>;</u> ‡	載す	_ -る 	<u> </u>					
3	遺族	給付を	受けようとする6	5歳以上の	方で:	老齢幹	計付の	全作	者の	方に	、次	のい	ずれる	選	尺す	るか	記入	して	< <i>t</i> :	さい				
		ア. 遠族基礎年金と 遺族厚生(共済) 年金を選択 イ. 遺族給付と老齢給付 ウ. 歳原写 の一部併給(ウの場 合ものに 済)年金						眼	5)Ø-	部と	老齡厚	生(退	職共	ŧ	併給			意族年)一部・		旧障害	年金			
陌	害制	付を受	けようとする65					は遺族	輪付	の	受給	権者(の方に	t、次	のし	゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚	でき	. 択	7 (かい	八5	てく	どさし	١,
	オ・障害基礎年金と 障害厚生(共済) 年金を選択 なご様様には選集を提供を表する は選集原生(共済)年 金の併給				'-	陳書給付と老齢厚生(退職共済)年金の 一部と遺族厚生(共済)年金配偶者の 死亡によるものに限る)の一部の併給																		
		今回新	しく決定されたな	年金が遺族	給付	の方に	は、下棋	制に記え	えして	くだ	さい													
		死亡し た方の	(フリガナ) -	-				_	続柄				年月日 明大			·大·F	-ня-平 年 月				日			
		氏名	<u> </u>						¥βC ffr1				死亡	年月	B	昭	•	平		:	年	月		日
4	氏		名	(E)	ודמ	年金		((名)			污		T	明	大!		T	2	2	1	я 2	1	0
5	住		所	1116][8] - 京都	8 5 杉寸	0 5 区	高井戸	西	3–!	5-24		F	宅の	電影	番号	(03)-	-(6092)—(0	769)
				_				喪:					14	507	₹ 7	Κì	貴拉	ŧ‡	ŧ	吝る	- 译	【択		
								の翌																共
6	備		考	済	を退	選択																		
	65歳到達月の翌月					لار	らね	き断	厚	生	の	1/2	2•1	45	50	及	٧ì	貴邡	共	済				
				の	2/3	を退	選択	する)															
														_	_			_	_		_			
			公的年金制度 年金を受けてい		一	戦また	は障害	を支	5事由			咾齢・ 受けで	退職の Cいる	年金			章音の をける			*		いずね ていな		elt
			ているときは、そ							称				老	抽	侗	生	.年	<u>1</u>	Ī				
			F金証書の基礎 等の記号番号	2千重借芍	- 平亚	,r	、心和	基便	年金都															
		その支給を受けることとなった年月日						昭和 (平成) 19 年 12 月 9 日																

様式第202号は、各共済組合(三共済以外)が支給する年金の受給権がある方が、選択関係にある機構が支給する年金との選択方法を申し出る届書です。 (三共済の場合は様式第201号を提出して下さい。)

- ※以下の表の数字は、202号届記載の数字に対応しています。
- ※201号の留意事項で述べた事項は省略しています。

①、② 基礎年金番号 年金コード	 ・①は、受給する基礎年金番号、<u>年金コード</u> ②は、停止する基礎年金番号、<u>年金コード</u>を記入する。 ・共済年金は共済年金の証書の記号番号を記入する。 共済年金の情報が未収録(処理中)の場合は、 共済組合名及び共済組合コード、年金種別を記入する。 (例:遺族共済年金請求中(国家公務員共済組合 501))
その他注意点	・共済年金につき、 <u>選択契機ごとに年金額が分かるもの</u> (<u>職域加算額</u> と基本年金額の別が分かるもの)を添付する。 (共済情報画面の金額では選択処理を行うことができません。) ・厚生年金保険と共済組合それぞれから遺族年金が支給される 場合は、長期短期要件の併給、選択関係等について注意して 記入する。

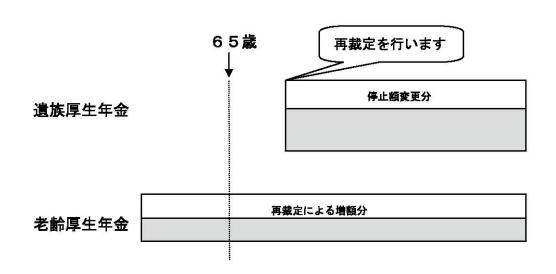
遺族厚生年金の先充て停止額が変更 となる場合の進達時の留意事項

ご本人様の老齢厚生年金の記録が追加されたことに伴い、遺族厚生年金の先充て停止額が変更となる場合、様式第127号の2の進達をしていただいているところですが、進達が不要なケースや必要のない書類等が添付されていることがあります。今回、改めて整理しましたので、以下の点について留意いただきますようお願いします。

① 遺族厚生年金の様式第127号の2の進達について

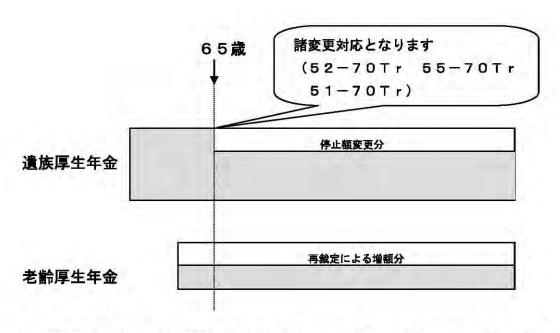
【様式第127号の2の進達が必要なケース】

65歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生している場合で、遺族厚生年金の受給権発生時から先充で停止額が変更となる場合、訂正後の年金額が記載された年金証書を送付する必要があるため、<u>進達が必要</u>です。



【様式第127号の2の進達が不要なケース】

(1) <u>65歳以前に遺族厚生年金の受給権が発生している場合</u>は、遺族厚生年金の受給権発生時に年金額の変更はなく、65歳時に先充で停止額が変更となるため、再裁定は行わず諸変更処理にて対応します。



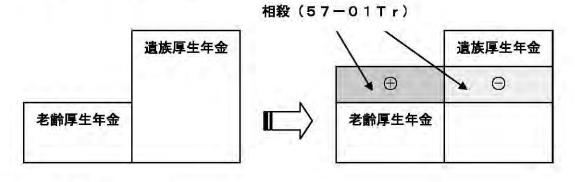
(2) 国民年金又は共済期間の記録のみが追加され、老齢厚生年金の年金額 に変更がない場合は、先充て停止額に変更がないため、遺族厚生年金の 再裁定は不要です。

ただし、当該処理により<u>老齢厚生年金の差額加算が増額し、老齢厚生年金の年金額が変更となる場合は再裁定が必要</u>となるため、額試算を行った上で、進達の可否を判断して下さい。

また、進達の際にはその旨(老齢厚生年金の差額加算が増額)を様式 第127号の2に記載して下さい。

② 返納方法申出書について

老齢厚生年金の増額により、先充て停止額が変更になることに伴い、遺 族厚生年金にマイナス調整額が発生する場合、老齢厚生年金の増加分と相 殺を行うため、返納方法申出書の添付は不要です。



③ 選択申出書について

先充て関係にある年金については、様式第201号、202号の進達の必要はありませんが、老齢厚生年金に厚生年金の期間が追加されたことに伴い、65歳以前の選択関係に変更がある場合は、進達が必要となります。

農林共済移管記録にご注意願います

最近、農林共済の移管記録を厚生年金保険の記録として再裁定を行ってしまい過払いとなってしまった事例が多く報告されていますので、下記についてご注意願います。

なお、農林共済は昭和34年1月に設立され、厚生年金保険の被保険者から引き続き共済組合員となった方の厚生年金保険の記録は昭和34.01.02 で喪失していますので、<u>追加した記録に昭和34.01.02の喪失記録があ</u>る場合は注意願います。

- 〇 資格記録に農林記録(昭34.01.01取得)がある者に、その取得年 月日以前の記録を追加した場合
- 資格記録に農林記録はないが、他年金に共済年金(共済組合コード687) がある者に昭和34年1月前の記録を追加した場合
- 資格記録に農林記録がなく、他年金にも共済年金はないが、裁定原簿の給付記録に共済記録(共済組合コード687)があり、共済資格取得年月が昭和34年1月の場合
- 〇 資格記録に農林記録がなく、他年金、給付記録からも共済の資格取得が確認できないが、追加した記録が<u>農林関連の事業所※</u>で昭34.01.02 の喪失記録がある場合
- イカン ○ 1表示のある記録の前に厚生年金記録が判明した場合

※農林関連の事業所

農林漁業団体職員共済組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林組合、森林組合、漁業協同組合、漁業共済組合連合会、厚生農業組合連合会、土地改良区、厚生農業組合連合会〇〇病院、厚生連〇〇病院または「農林」、「森林」、「農業」、「漁業」、「厚生連」が事業所名称に含まれている場合

昭和34.01.02喪失の記録については、農業協同組合などの農林共済 組合へ移管された事業所の記録である可能性があるため、本人の職歴の確認や、 被保険者原票(健保厚年:届書コード080)の確認をお願いします。

3. 障害年金業務に関する大切なお知らせ

(1) 年金相談窓口での障害年金の徹底事項(指示・依頼)

22.12.15 給付指 2010-229 【年金給付部 給付指導グループ】

平成22年9月29日に開催された日本年金機構運営評議会の中で障害者団体からのヒアリングが行われ、その際に障害年金の年金相談に関する要望の情報提供と今後の年金相談窓口での対応の徹底を平成22年12月15日に指示・依頼書によりお願いしたところですが、1月号に掲載できなかったため今月(3月)号に掲載させていただきます。

※ページ数の都合から上記「指示・依頼書」に添付されている参考資料の掲載は省略させていただきますので、必要な場合には「機構 LANの掲示板」を参照ください。

プライバシー保護に関する大切なお願い

年金相談窓口におけるプライバシー保護に関しては、建築構造上の制約などがある中、それぞれの年金事務所・街角の年金相談センターにおいて工夫をこらして対応していただいているところですが、上記「指示・依頼書」の徹底事項と併せて障害年金に関する年金相談時におけるプライバシー保護に関して特段の配慮をお願いします。

(2)血液・造血器・その他障害用診断書の見直し に関する樹日本感染症学会による会員向け広報(情報提供)

他日本感染症学会では、会員の医師に対して標記診断書の見直し関する周知広報 (別紙)を同学会のホームページに掲示しております。

年金事務所等へ医師から照会があった場合には、平成 23 年 2 月 2 日 給付指 2011-24 指示・依頼書「ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定における留意事項の追加(ページ数の都合から上記「指示・依頼書」の掲載は省略させていただきます)」により対応をお願いいたします。

年金相談窓口での障害年金の徹底事項(指示・依頼)

	本部		ブロック本部			專	務セ	ンタ	_	年金事務所				
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適趣部	厚年G	国 年 G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0		0				0						0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	レ	レ			

本部関係部

経営企画部 - 障害年金業務部 - 年金相談部

月的 · 趣旨

この度開催された日本年金機構運営評議会の中で障害者団体からのヒアリングが行われました。その際に障害年金の年金相談に関する要望がありましたので情報提供するとともに、今後、年金相談窓口で徹底していただきたいことをお知らせするものです。

ポイント(内容)

- 〇障害者団体からの要望事項等、ならびに、年金事務所などでの年金相談時に徹底していただきたいこと は別紙1のとおりです。
- 〇関連の留意事項として別紙2、参考資料(※)を確認してください。

追記 ※機構教務つうしん1月号には参考資料(関係通知・事務連絡)の掲載は省略します

【照会先】本部年金給付部(哲) 給付企画G 担当 太田(哲) 連絡先 給付指導G 担当 山本 連絡先

審査担当チェック欄 ■

障害者団体からの要望事項等ならびに、年金事務所などでの年金相談時に徹底していた だきたいこと

障害者団体からの要望事項	年金相談時に徹底していただきたいこと
障害年金請求手続時に、遡及請	事後重症による年金請求・年金相談時にも、障害認
求ができることを窓口で説明し	│定日による請求という方法があることを説明するよ │
ないケースも見られるので、周	うお願いします。
知徹底して欲しい。	
審査請求について、安易に審査	審査請求の結果を判断するのは地方厚生(支)局の
結果を予測して窓口で受付けよ	社会保険審査官です。処分について説明しても納得
うとしないケースも見受けられ	がいただけない場合は審査請求手続きを適切に案内
るので、窓口で適切な対応を講	してください。
じて欲しい。	
ポリオ後症候群について、ポリ	ポリオ後症候群について取扱、協議に係る添付書類
オとは別の疾患である旨が社会	については国民年金・厚生年金保険年金給付業務処
保険庁時代に通達が出ている	理マニュアルⅣ-2-12を改めて確認いただき年
が、窓口に十分周知されていな	│ 金相談を行うようお願いします。ポリオ後症候群の │
いので、周知して欲しい。	│初診日にどの年金制度の被保険者であるかにより請 │
	│求する年金が分かれますのでご注意ください。 なお、│
	│ 留意事項についてまとめましたので、別紙2を参照 │
	│ください。【参考資料:別添】平成18年2月17日 │
	│庁保発第0217001号、平成18年2月17日 │
	事務連絡、平成18年12月21日事務連絡

その他(受給者の声)	年金相談時に徹底していただきたいこと
窓口で「癌だけでは受給できない」と応対された。癌でも障害 年金は受給できるので窓口担当 者にも十分に周知して欲しい。	癌については、認定基準に「悪性新生物による障害」として認定要領が明示されております。大きく分けると「悪性新生物治療の結果として起こる全身衰弱・機能障害」と「悪性新生物そのものによって起こる局所の障害(例:大腸癌の切除手術後に人工肛門を装着)など」と分かれます。窓口対応では、単に病名だけで判断することなく、相談者の経過・症状を把握し適切なご案内をお願いします。

ポリオ後症候群にかかる障害認定について機構本部へ協議を行う際の留意事項

(日本年金機構年金給付部給付企画グループ作成)

〇機構本部への進達先

- ◇障害厚生年金の請求→機構本部障害年金業務部への進達
- ◇障害基礎年金の請求→機構本部年金給付部給付企画グループへの進達(国民年金厚 生年金保険年金給付業務処理マニュアルP111を参照)

〇よくある返戻事由

◇『病歴状況申立書へ受診していた、受診していないにかかわらず最長でも5年~1 ○年ごとに区切り細かく記載してください。』

ポリオ後症候群の要件には「ポリオ回復後ポリオ症候群を発症するまでに症状の安定していた期間(おおむね10年以上)があること」とあります。このことから、症状の経過把握に努めています。通院している期間だけでなく、通院していない期間の記載もしていただくようお願いします。就学前・就学時・就職時・退職後などどの部位にどのような症状があってどのような生活(就労)状況であったのか細かく把握するよう努めています。年金相談窓口での書類受付時には確認を徹底していただくようお願いします。

◇『身体障害者手帳の写・身体障害者手帳交付時の診断書の写を添付してください。』
ポリオ後症候群の要件には、「ポリオの既往歴があり、少なくとも一
肢にポリオによる弛緩性運動麻痺が残存していること」とあります。現
在の診断書にポリオに罹患していたとの記載があることだけでなく、身
体障害者手帳や身体障害者手帳交付時の診断書にポリオに罹患してい
た事実があるかも含めて確認しポリオの既往があったかどうかの把握
に努めています。(添付できない場合はその旨記載し進達してください。)
年金相談窓口での書類受付時には確認を徹底していただくようお願い
します。

◇『既存障害の○○○(参考例、「脳梗塞」)について症状の経過を新たに別の病歴状 況申立書に記載してください。』

ポリオ後症候群の要件には、「新たに加わった筋力低下や異常な筋の易疲 労性の主たる原因が他の疾患ではないこと」とあります。筋力低下や麻痺の 悪化がポリオ後症候群によるものであるのかどうか判断するため既存障害がある場合は別に病歴状況申立書を作成していただき症状の把握に努めています。<u>年金相談窓口での書類受付時には確認を徹底していただくようお願いします。</u>なお、他の疾患として考えられるものについては、平成18年2月17日付の年金保険課長通知 2の(2)に、疾患例が挙げられています。

- ※ 筋力低下や筋の易疲労性が、以下の項目などによるものではないか、 また、医学的・客観的根拠に基づいて診断されているかどうか確認をしています。確認にあたっては返戻することがあります。
 - 1) 加齢に伴い進行する筋力低下、及び関節、脊椎の変化、それに伴う 関節痛、腰下肢痛
 - 2) 外傷、内臓疾患などの後に残存する痛み、体力低下などによって起こる廃用症候群
 - 3) ポリオ罹患後残存した麻痺による、関節、脊椎などの変形、あるい はそれによる疼痛の増悪

また、状況により診断書作成医師の診断根拠、CPK数値、筋電図所見などの確認を行うことがあります。確認にあたっては返戻することがあります。

〇その他の留意事項

◇「傷病名」

障害基礎年金請求書で、診断書①「障害の原因となった傷病名」に「ポリオ」あるいは「ポリオ後遺症」と記載され、請求書初診日が誕生当時の日付が記載されている事案について「ポリオ後症候群にかかる障害認定について(協議)」として進達されてくる事案が散見されます。このようなポリオの事後重症は本部で協議することなく事務センターで裁定して構いません。機構本部に協議をいただくのは傷病名が「ポリオ後症候群」あるいは「ポリオ後進行性筋委縮症として請求があった場合ですので進達時にはご注意ください。

◇協議に対する回答

障害基礎年金については、機構本部年金給付部を通じ協議を行い事務センターに対し、ポリオ後症候群に該当「する」・「しない」の回答をしております。

障害認定基準PDF版の掲載と血液・造血器・その他障害用診断書の様式変更に伴う広報(情報提供)

	本	部	ブロック本部			事務センター				年金事務所				
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適極部	厚 年 G	国年G	年給G	記録G	適用課	徽収課	国年課	記録課	相談室
		0		0				0						0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	レ	レ			

本部関係部

障害年金業務部

目的・趣旨

国民年金・厚生年金保険障害認定基準(平成22年11月1日改正)PDF版を全国共有フォルダに 掲載したこと、ならびに、日本感染症学会にて血液・造血器・その他障害用診断書(様式第120号の 7)の様式変更等に伴う広報がされることについて情報提供します。

ポイント(内容)

【情報提供①】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準(平成22年11月1日改正)PDF版の掲載」 ◇国民年金・厚生年金保険障害認定基準(平成22年11月1日改正)PDF版を作成しました。 年金相談・障害認定事務等の際にご活用ください。

[PDFファイル格納先]

マイコンピューター>全国共有(W:)>*18年金給付部>国民年金・厚生年金保険障害認定 基準(平成22年11月1日改正)PDF版

【情報提供②】「血液・造血器・その他障害用診断書(様式第120号の7)の様式変更等に伴う広報」 ◇血液・造血器・その他障害用診断書(様式第120号の7)の様式変更等に伴う広報が日本感染 症学会の広報誌ならびにホームページに掲載されますのでお知らせします。

掲載時期:日本感染症学会広報誌 平成23年3月25日発刊予定

: 日本感染症学会ホームページ 平成23年3月1日アップ予定

(掲載内容については別添1・2を参照ください。)

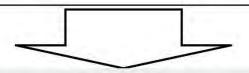
なお、日本感染症学会ホームページからは、新様式診断書(別添3「見本」の透かしの表示されたもの)、診断書記載要領(別添4)が確認できるようになっております。広報内容について、年金事務所へ医療機関等から問い合わせがされる場合がありますので年金事務所内に周知しておくなど予めご承知ください。

照会先 本部年金給付部給付企画 G 担当 太田(数)

連絡先(直通)■

ヒト免疫不全ウイルス感染症の診断書を 記載される医師の皆様へ

このたび、"年金の診断書"「血液・造血器、その他の障害(様式120号の7)」の裏面に「⑭免疫機能障害」の欄を設け、障害の状態(検査成績、身体症状等、副作用の状況及びエイズ発症の既往などの項目)が記載できるようになりました!



★平成23年3月1日以降は、変更後の 様式の診断書を配付しています。

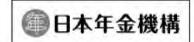
[変更前の様式の診断書でも、提出できます。]

- ☞ 患者さんが持参した診断書にご記入ください。
- ★申請者に窓口で<u>診断書の記載要領</u> も併せて配付しています。 ヒト免疫不全ウイルス感染症について、診断書へ

ヒト免疫不全ワイルス感染症について、診断書へ 追加した項目などを説明していますので、ご参照 ください。

※ ご不明な点がございましたら、日本年金機構の年金事務所へ ご照会ください。





⁄垣隹.	双行
	∓∓1 I

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 TEL.